

# 春季大型連休中における安全推進活動の取組み状況について!!

～管内の各地で様々な海難防止活動を実施しました～

呉海上保安部では、4月29日から5月7日の春季大型連休中における安全推進活動期間において、管内の各地で各種海難防止活動への取組みを行いました。

## 海上安全指導員との合同パトロール

実施日時： 令和5年5月2日(火)10時から12時

実施海域： 呉市倉橋島北東方から上蒲刈島北方までの海域

参加者等： 海上安全指導員 3名(安全パトロール艇2隻)

海上安全指導員とは：

海上保安庁では、安全なマリネジャーを推進するため、安全航行に関する周知・啓発活動を自主的に実施している皆さんをマリネジャーのリーダーとして位置付け、「海上安全指導員」として指名するとともに、海上安全指導員が活動する船艇を「安全パトロール艇」として指定しています。



【巡視艇かわかぜによる安全指導】



【シーカヤッカーへの呼び掛け】



【プレジャーボートへの安全指導】



【遊漁船への救命胴衣着用の呼び掛け】

## 海域利用者・海運事業者等への訪問指導

実施日時： 令和5年5月1日(月)から7日(日)

実施内容： マリーナや漁協、内航海運事業者等を訪問し、次の事項について、所属組合員、会員及び関係職員等に対して海難事故等の防止について周知依頼するとともに、間もなく開催される「G7広島サミット」のCR活動を行いました。

CR活動とは：

Community Relationsの頭文字を組み合わせたもので、国民に対し理解と協力を得ることを目的とする活動のことです。



【内航海運事業者さんを訪問】



【マリーナ事業者さんを訪問】



【漁協働組合さんを訪問】



【ご年配アングラーにも呼び掛け】

## 小型船舶免許更新講習における周知啓発活動

実施日時： 令和5年5月13日(土) ※講習会の開催日に合わせて実施しています。

実施内容： 呉市内の小型船舶免許更新講習に併せて、受講者に対して安全運航に関する周知啓発を行いました。



【安全講習会の様子】